

総務教育常任委員会資料

(令和7年12月2日)

請 願 7 年 議 会 第 2 2 号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

請 願 文 書 表

議 会 資 料

請願（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管 件 名	議 決 結 果
7年－22 (R7.11.17)	議 会 政務活動費の公開のあり方について	
▶請願事項 政務活動費の支出に付随する企業の「ポイント」の付与について、その適切な運用のルールを定め、使途を公開すること。		

▶請願理由 政務活動費の領収書などを見ていると、ガソリンスタンドや家電量販店の「ポイント」の欄が黒塗りになっており、納税者たる県民が知りえない状況になっている。 企業の発行するポイントは、p o n t aやVポイント（旧Tポイント）、dポイントなど多岐にわたっているが、購入金額の0.5%程度から、場合によっては家電量販店などでは、10%程度が還元される場合がある。 以前、公開していない理由を議会事務局に聞くと、「個人情報だから」と言われたことがある。しかし、その源が市民の税金から生じている以上、タックスペイヤーに対して、明確な説明責任と、その公開が求められるところである。 例えば、仮に、捨ててしまうのはもったいないからとポイントを貯めるにしても、その口座や会計を明確に分けて、「県民のために使う」ことが必要だと思う。 ついては、上記のとおり、所要のルール策定をお願いしたく、請願するものである。
▶提 出 者 倉吉市 個人
▶紹介議員 市谷 知子

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

議会事務局

【現 状】

- 1 政務活動費は、地方自治法第100条第14項、第15項及び第16項並びに鳥取県政務活動費交付条例（以下「交付条例」という。）に基づき、議員が行う調査研究活動等に必要な経費の一部として交付されるものであり、交付を受けた議員は収支状況を議長に報告し、議長はその使途の透明性の確保に努めることとされている。
- 2 鳥取県議会議長が交付条例第4条第2項に基づき議会改革推進会議に諮って定めた「政務活動費の使途及び支出手続に関する指針」（以下「指針」という。）において「政務活動費の対象は、議員が行った政務活動に使用した経費の実費を原則とすること。」と規定しており、ポイントを利用した場合もこの規定に基づいて処理されているところである。
なお、支出先から付与されるポイントは、対象、付与割合、付与時期、有効期限などが様々であり、その付与状況や利用状況を正確に把握することができないものもあることから、一律の取扱いは困難であるとして、そのポイントの取扱いについては特に記載していない。
- 3 また、ホームページ等で公開する政務活動費の収支報告書等において、その使途の透明化を図るため、政務活動費として利用したポイントに関する情報は公表しているが、ポイント名称やポイント獲得情報は個人のプライバシーや信用情報に関わることから、鳥取県議会情報公開条例第8条第2号の規定に基づき原則として公表していない（黒塗りして公表）。

※大阪府茨木市議会の政務活動費返還を巡る住民訴訟の中で議員に付与されたポイントが不当利得に当たるかどうかでも争われた大阪地裁（平成27年4月8日判決）の判例では、「ポイントの取得によって自治体に損害が生じたということはできず、不当利得の成立は認められない。」との判断が示されている。

【県の取組状況】

政務活動費の使途及び支出手続きについては、平成19年4月1日の指針制定以降、議員や県民から寄せられた意見や他県の状況を踏まえ、議会改革推進会議において不断の見直しを行っているところであり、これまでに計14回の指針の改正を行って政務活動費の適正執行及び透明性確保を図っている。